

四日市市告示第149号

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智広

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）から（4）まで（略）	（用語の定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）から（4）まで（略） （5） <u>耐震改修工事 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は耐震改修促進法（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を満たすようにする補強工事をいう。</u>
（補助金交付変更の申請等） 第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、リフォーム工事等の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリフォーム工事等を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市三世代同居等支援補助金交付変更・中止申請書（第3号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。 3 市長は、第1項の<u>補助金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、第8条による決定を<u>変更又は中止し、四日市市三世代同居等支援補助金交付変更・中止決定通知書</u>	（補助金交付変更の申請等） 第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、リフォーム工事等の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリフォーム工事等を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市三世代同居等支援補助金変更交付申請書（第3号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。 3 市長は、第1項の<u>補助金変更交付申請書</u>を受理したときは、<u>変更内容を審査し、適当と認めたときは、第8条による決定を変更し、四日市市三世代同居等支援補助金変更交付決定通知書（第4号様式）</u>により申

<u>(第4号様式)</u> により申請者に通知する。	請者に通知する。
-----------------------------	----------

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市三世代同居等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市三世代同居等支援補助金について、
下記のとおり交付することと決定したので、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第8
条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付条件

- (1) 四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

（注意事項）

工事が完了したときは、完了した日又は検査済証交付日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、四日市市三世代同居等支援補助金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市三世代同居等支援補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市三世代同居等支援補助金について、下記のとおりその内容等を変更・中止したいので、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1. 住宅の所在地 四日市市
- 2. 申請の内容 変更 ・ 中止
- 3. 変更の内容（中止の場合は、記入不要）
- 4. 変更・中止の理由
- 5. 変更交付申請額 円
 前回交付決定額 円
 変更増減額 円
- 6. 添付資料
 - (1) 変更後の工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
 - (2) その他変更内容が判断できる書類
 - (3) 市長が必要と認める書類

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市三世代同居等支援補助金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更・中止申請のあった四日市市三世代同居等支援補助金については、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 通知の内容

4. 変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

5. 補助金の交付条件

- (1) 四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市三世代同居等支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり
確定したので、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知し
ます。

記

- 1. 住宅の所在地 四日市市
- 2. 交付決定額 円
- 3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)